議案第3号

取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

取手市固定資産評価審査委員会条例(昭和30年条例第17号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され,情報通信技術 を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴い,引用する条項の整 備を行うため,本条例の一部を改正するものです。

取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

取手市固定資産評価審査委員会条例(昭和30年条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(書面審理)	(書面審理)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成14年法律第151号) <u>第6条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。	2 前項の規定にかかわらず, 行政手続等に おける情報通信の技術の利用に関する法 律(平成14年法律第151号)第3条第1項 の規定により同項に規定する電子情報処 理組織を使用して弁明がされた場合には, 前項の規定に従って弁明書が提出された ものとみなす。
3から5まで (略)	3から5まで (略)

付 則

この条例は,公布の日から施行する。

議案第4号

取手市監査委員条例の一部を改正する条例について

取手市監査委員条例(昭和39年条例第17号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方自治法が改正されたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市監査委員条例の一部を改正する条例

取手市監査委員条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の賠償責任の監査等)	(職員の賠償責任の監査等)
第6条 監査委員は、法 <u>第243条の2の2第3項</u> の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。	第6条 監査委員は、法 <u>第243条の2第3項</u> の規定による監査の要求があった場合に おいて監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければ ならない。ただし、特別の事由があるとき は、この限りでない。
2 監査委員は、法 <u>第243条の2の2第8項後段</u> の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。	2 監査委員は、法 <u>第 243 条の 2 第 8 項後段</u> の規定により市長から意見を求められた ときは、20 日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由がある ときは、この限りでない。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第5号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例(平成12年条例第26号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

介護認定の申請数が増加していることを踏まえ,取手市介護認定審査会委員の定数 を増やすことにより,介護認定審査会の円滑な運営を図るため,本条例の一部を改正 するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例(平成12年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(介護認定審査会の委員の定数)	(介護認定審査会の委員の定数)
第2条 取手市介護認定審査会(以下「認定 審査会」という。)の委員の定数は,35人 以内とする。 2 (略)	第2条 取手市介護認定審査会(以下「認定 審査会」という。)の委員の定数は,30人 以内とする。 2 (略)

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第6号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例(平成11年条例第23号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正を踏まえ、関係する建築基準関係手数料を改正するとともに、社会保障関係各法に基づく戸籍記載事項証明及び戸籍一部事項証明等の手数料の免除規定について、免除の対象となる法律の列挙を規則に委任することにより免除制度を速やかに適用させることとする改正その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例(平成11年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料の免除)	(手数料の免除)
第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。 (1)及び(2) (略) (3) 法律の規定により無料で戸籍に関する事項の証明を請求することができる者が、戸籍記載事項証明又は戸籍の一部	第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は,手数料を免除することができる。 (1)及び(2) (略)
事項証明を請求したとき。 (4) 条例で定めるところにより無料で戸籍に関する事項の証明を行うことができることを規定する法律の規定(規則で定めるものに限る。)に基づき、戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明の請求があったとき。 (5)から(8)まで(略)	(3) 別表第3に掲げる法律その他の社会 保障関係の法律の規定に基づき,戸籍記 載事項証明又は戸籍の一部事項証明 <u>を</u> 請求したとき。 (4)から(7)まで (略)

改正前(対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(96)まで (略)	(略)	(略)
(97) 都市の低炭素化の促	低炭素建築物	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律
進に関する法律(平成24	新築等計画認	第54条第1項第1号に掲げる基準に適合
年法律第84号)第53条第1	定申請手数料	していることを証する書面(当該適合し
項の規定に基づく低炭素		ていることを証する対象が住宅以外の
建築物新築等計画の認定		部分のみである場合にあっては登録住
の申請に対する審査		宅性能評価機関であって建築基準法第
		77条の21第1項に規定する指定確認検査

機関の業務を実施しているもの又は登 録建築物エネルギー消費性能判定機関 (建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律(平成27年法律第53号)第15 条第1項に規定する登録建築物エネルギ ー消費性能判定機関をいう。以下同じ。) が交付したものに限り、当該適合してい ることを証する対象が住宅の部分のみ である場合にあっては登録建築物エネ ルギー消費性能判定機関(建築基準法第 77条の21第1項に規定する指定確認検査 機関の業務を実施しているものに限る。 以下この号において同じ。)又は登録住 宅性能評価機関が交付したものに限り, 当該適合していることを証する対象が 住宅及び住宅以外の部分である場合に あっては登録住宅性能評価機関(同項に 規定する指定確認検査機関の業務を実 施しているものに限る。) 又は登録建築 物エネルギー消費性能判定機関が交付 したものに限る。以下この号及び次号に おいて「適合証」という。)がある場合 (建築基準関係規定適合審査を受けるよ う申し出る場合を除く。)にあっては、 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に 応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) (略)

(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって,住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき a に規定する額にbに規定する額を加算した額

a及びb (略)

(ウ)及び(エ) (略)

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定 適合審査を受けるよう申し出る場合を 除く。)にあっては、次の(ア)から(エ) までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から (エ)までに定める額

(98) <u>都市の低炭素化の促</u>	低炭素建築物	(ア) (略) (イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって,住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき a に規定する額にbに規定する額を加算した額 a及びb (略) (ウ)及び(エ) (略) ア 適合証がある場合(建築基準関係規定
進に関する法律第55条第	新築等計画変	適合審査を受けるよう申し出る場合を
1項の規定に基づく低炭	更認定申請手	除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)
素建築物新築等計画の変	数料 	までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から
更の認定の申請に対する		(エ)までに定める額
審査		(イ) 認定の対角が建築物へは(認定の
		(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の 対象となる建築物が2以上の住戸を有
		するものであって,住宅以外の部分を
		有しないものに限る。) であるとき a
		に規定する額にbに規定する額を加算
		した額
		a及びb (略)
		(ウ)及び(エ) (略)
		イ 適合証がない場合(建築基準関係規定
		 適合審査を受けるよう申し出る場合を
		除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)
		までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から
		(エ)までに定める額
		(ア) (略)
		(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の
		対象となる建築物が2以上の住戸を有
		するものであって, 住宅以外の部分を
		有しないものに限る。) であるとき a
		に規定する額にbに規定する額を加算
		した額
		a及びb (略)
		(ウ)及び(エ) (略)
		ウ (略)

- 消費性能の向上に関する 法律第12条第1項又は第 13条第2項の規定に基づ く建築物エネルギー消費 性能確保計画の建築物工 ネルギー消費性能適合性 判定
- ギー消費性能 確保計画の建 築物エネルギ |一消費性能適 合性判定手数 料
- (99) 建築物のエネルギー 建築物エネル ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に 限る。以下この号及び次号において同 じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若し くは処理に供するもの,水産物の増殖場 若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火 葬場若しくはと畜場, 汚物処理場, ごみ 焼却場その他の処理施設(以下この号及 び次号において「工場等」という。)で ある場合にあっては, 次の(ア)又は(イ) に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ) に定める額
 - (ア) 判定に係る建築物について,建築 物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第2条第3号に規定する建築 物エネルギー消費性能基準(以下「建 築物エネルギー消費性能基準」とい う。)に適合しているかどうかの基準 が, 建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令(平成28年経済産業省・ 国土交通省令第1号)第1条第1号イに 定める基準(以下この号及び次号にお いて「標準入力法・主要室入力法」と いう。)による場合 当該建築物の床 面積の合計が2,000平方メートル未満 のときは36,000円,2,000平方メート ル以上5,000平方メートル未満のとき は85,000円,5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のときは 125,000円,10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のときは 155,000円,25,000平方メートル以上 のときは191,000円
 - (イ) 判定に係る建築物について,建築 物エネルギー消費性能基準に適合し ているかどうかの基準が, 建築物エネ ルギー消費性能基準等を定める省令 第1条第1号ロに定める基準(以下この 号及び次号において「モデル建物法」 という。)による場合 当該建築物の 床面積の合計が2,000平方メートル未

		満のときは31,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円,25,000平方メートル以上のときは184,000円
(100) (略)	(略)	(略)
(101) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物料の開きを表する。	ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下 に

を受けるよう申し出る場合を除く。)に あっては,次の(ア)から(エ)までに掲げ る区分に応じ,当該(ア)から(エ)までに 定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円,5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

- (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外 の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床 面積の合計に応じて(イ)の規定によ り算出した額に,住宅以外の部分の床 面積の合計に応じて(ウ)の規定によ り算出した額を加算した額
- イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)(略)
 - (イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円,5,000平方メートル以上の

ときは234,000円 (ウ) (略) (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外 の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床 面積の合計に応じて(イ)の規定によ り算出した額に、住宅以外の部分の床 面積の合計に応じて(ウ)の規定によ り算出した額を加算した額 ウ及びエ(略) (102) 法第31条第1項の規 建築物エネル ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記 載がない建築物エネルギー消費性能向 定に基づく建築物エネル ギー消費性能 ギー消費性能向上計画の 向上計画変更 上計画に係る変更であって, 適合証があ る場合(建築基準関係規定適合審査を受 変更の認定の申請に対す 認定申請手数 けるよう申し出る場合及び同項各号に る審査 料 掲げる事項の記載の追加を伴う場合を 除く。)にあっては、次の(ア)から(エ) までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から (エ)までに定める額 (ア) (略) (イ) 認定の対象が住宅である場合(認 定の対象が2以上の単位住戸を有する 住宅の場合に限る。) 申請に係る住 宅の床面積の合計が300平方メートル 未満のときは4,000円,300平方メート ル以上2,000平方メートル未満のとき は8,000円, 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のときは 19,000円, 5,000平方メートル以上の ときは33,000円 (ウ) (略) (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外 の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床 面積の合計に応じて(イ)の規定によ り算出した額に、住宅以外の部分の床 面積の合計に応じて(ウ)の規定によ り算出した額を加算した額 イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記 載がない建築物エネルギー消費性能向 上計画に係る変更であって,適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)(略)(イ)認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートルよ満のときは82,000円,5,000平方メートル以上のときは117,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外 の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床 面積の合計に応じて(イ)の規定によ り算出した額に,住宅以外の部分の床 面積の合計に応じて(ウ)の規定によ り算出した額を加算した額

ウからオまで (略)

(103) 建築物のエネルギ ー消費性能の向上に関す る法律第36条第1項の 規定に基づく建築物のエ ネルギー消費性能に係る 認定の申請に対する審査 建築物エネル ギー消費性能 認定申請手数 料 ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り,当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施し

ているものに限る。以下この号において 同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交 付したものに限り、当該適合しているこ とを証する対象が住宅及び住宅以外の 部分である場合にあっては登録住宅性 能評価機関(同項に規定する指定確認検 査機関の業務を実施しているものに限 る。)又は登録建築物エネルギー消費性 能判定機関が交付したものに限る。以下 この号において「適合証」という。)が ある場合にあっては、次の(ア)から(エ) までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から (エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を 有する住宅である場合 申請に係る 住宅の床面積の合計が300平方メート ル未満のときは8,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のと きは17,000円,2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満のときは 37,000円,5,000平方メートル以上の ときは67,000円

(ウ) (略)

- (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外 の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床 面積の合計に応じて(イ)の規定によ り算出した額に,住宅以外の部分の床 面積の合計に応じて(ウ)の規定によ り算出した額を加算した額
- イ 適合証がない場合にあっては、次の (ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、 当該(ア)から(エ)までに定める額
 - (ア) 認定の対象が1の単位住戸を有す る住宅である場合 a又はbに規定す る額
 - a 申請に係る住宅について,建築物 エネルギー消費性能基準に適合し ているかどうかの基準が,建築物エ

ネルギー消費性能基準等を定める 省令<u>第1条第2号イ(1)及びロ(1)</u>に 定める基準(以下この号において 「性能基準」という。)による場合 200平方メートル未満のときは 28,000円,200平方メートル以上の ときは32,000円

- b 申請に係る住宅について、建築物 エネルギー消費性能基準に適合し ているかどうかの基準が、建築物エ ネルギー消費性能基準等を定める 省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に 定める基準(以下この号において 「仕様基準」という。)による場合 200平方メートル未満のときは 15,000円、200平方メートル以上の ときは16,000円
- (イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を 有する住宅である場合 a又はbに規 定する額
 - a 申請に係る住宅について,建築物 エネルギー消費性能基準に適合し ているかどうかの基準が,性能基準 による場合 当該住宅の床面積の 合計が300平方メートル未満のとき は57,000円,300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のときは 96,000円,2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のときは 163,000円,5,000平方メートル以上 のときは234,000円
 - b 申請に係る住宅について、建築物 エネルギー消費性能基準に適合し ているかどうかの基準が、仕様基準 による場合 当該住宅の床面積の 合計が300平方メートル未満のとき は27,000円、300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のときは 47,000円、2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のときは

86,000円,5,000平方メートル以上のときは130,000円

- (ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額
 - a 申請に係る建築物について,建築 物エネルギー消費性能基準に適合 しているかどうかの基準が、建築物 エネルギー消費性能基準等を定め る省令<u>第1条第1号イ</u>に定める基準 (以下この号及び次号において「標 準入力法・主要室入力法 という。) による場合 当該建築物の床面積 の合計が300平方メートル未満のと きは189,000円,300平方メートル以 上2,000平方メートル未満のときは 306,000円,2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のときは 437,000円,5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のときは 538,000円,10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満のとき は636,000円,25,000平方メートル 以上のときは726,000円
 - b 申請に係る建築物について, 建築 物エネルギー消費性能基準に適合 しているかどうかの基準が, 建築物 エネルギー消費性能基準等を定め る省令第1条第1号口に定める基準 (以下この号及び次号において「モ デル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300 平方メートル未満のときは72,000 円,300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方 メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のときは308,000

		円, 25,000平方メートル以上のとき
		は362,000円
		(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外
		の部分を有する建築物である場合
		申請に係る建築物の住宅の部分の床
		面積の合計に応じて(イ)の規定によ
		り算出した額に, 住宅以外の部分の床
		面積の合計に応じて(ウ)の規定によ
		り算出した額を加算した額
(104)から(130)まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表第1(第2条関係)

<u> </u>		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(96)まで (略)	(略)	(略)
(1)から(96)まで (略) (97) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(略) 低炭素建築物 新築等計画認 定申請手数料	(略) ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関であって建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築
		物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り,当該適合していることを証す

る対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって,住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき a に規定する額に助に規定する額を加算した額。ただし,共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては,aに規定する額

a及びb (略)

(ウ)及び(エ) (略)

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定 適合審査を受けるよう申し出る場合を 除く。)にあっては、次の(ア)から(エ) までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から (エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって,住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき a に規定する額に助に規定する額を加算した額。ただし,共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあって

は, aに規定する額

a及びb (略)

(ウ)及び(エ) (略)

ウ (略)

(98) <u>法</u>第55条第1項の規 定に基づく低炭素建築物 新築等計画の変更の認定 の申請に対する審査 低炭素建築物 新築等計画変 更認定申請手 数料

- ア 適合証がある場合(建築基準関係規定 適合審査を受けるよう申し出る場合を 除く。)にあっては、次の(ア)から(エ) までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から (エ)までに定める額
 - (ア) (略)
 - (イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって,住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき a に規定する額にbに規定する額を加算した額。ただし、共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあって

は、aに規定する額

a及びb (略)

(ウ)及び(エ) (略)

- イ 適合証がない場合(建築基準関係規定 適合審査を受けるよう申し出る場合を 除く。)にあっては、次の(ア)から(エ) までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から (エ)までに定める額
 - (ア) (略)
 - (イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって,住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき a に規定する額にbに規定する額を加算した額。ただし,共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあって

<u>は,aに規定する額</u>

a及びb (略)

(ウ)及び(エ) (略)

ウ (略)

(99) 建築物のエネルギー 消費性能の向上に関する 法律第12条第1項又は第 13条第2項の規定に基づ く建築物エネルギー消費 性能確保計画の建築物エ ネルギー消費性能適合性

ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用途が工場,危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの,水産物の増殖場若しくは養殖場,倉庫,卸売市場又は火葬場若しくはと畜場,汚物処理場,ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及

- (ア) 判定に係る建築物について,建築 物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第2条第3号に規定する建築 物エネルギー消費性能基準(以下「建 築物エネルギー消費性能基準」とい う。)に適合しているかどうかの基準 が,建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令(平成28年経済産業省・ 国土交通省令第1号)第1条第1項第1号 イに定める基準(以下この号及び次号 において「標準入力法・主要室入力法」 という。)による場合 当該建築物の 床面積の合計が2,000平方メートル未 満のときは36,000円,2,000平方メー トル以上5,000平方メートル未満のと きは85,000円,5,000平方メートル以 上10,000平方メートル未満のときは 125,000円,10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のときは 155,000円,25,000平方メートル以上 のときは191,000円
- (イ) 判定に係る建築物について,建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が,建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは31,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル大満のときは119,000円,10,000平方メートルよ119,000円,25,000平方メートルは148,000円,25,000平方メートルま満のときは148,000円,25,000平方メートル未満のときは148,000円,25,000平方メートル

		以上のときは184,000円
		イ (略)
(100) (略)	(略)	(略)
(100) (略) (101) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(略) 建築物洋門・建築・物・水・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大	(略) (略) ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルが、適合している。とを証する対象が信宅以外ののみである場合に対したものに限る。とを証する対象が住宅の業務を建築物工をものに限る。以下このよび、当時では登録性能適の部外には登録を担定を変勢をは登録を変がしたものに限り、当該適合しているとを証する対象が住宅の部やは登録ができる場合にあっては登録をできるが、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では
		がある場合(建築基準関係規定適合審査 を受けるよう申し出る場合を除く。)に あっては,次の(ア)から(エ)までに掲げ
		る区分に応じ,当該(ア)から(エ)までに 定める額 (ア) (略)
		(イ) 認定の対象が住宅である場合(認 定の対象が2以上の単位住戸を有する

住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル場上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

- (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては,共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に,住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額
- イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)(略)
 - (イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円,300平方メートル以上2,000平方メ

ートル未満のときは96,000円, 2,000 平方メートル以上5,000平方メートル 未満のときは163,000円,5,000平方メ ートル以上のときは234,000円 (ウ) (略) (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外 の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床 面積(建築物エネルギー消費性能基準 等を定める省令第4条第3項第2号の規 定を適用する場合にあっては, 共用部 分の床面積を除く。)の合計に応じて (イ)の規定により算出した額に, 住宅 以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ)の規定により算出した額を加算 した額 ウ及びエ (略) (102) 法第31条第1項の規 建築物エネル ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記 定に基づく建築物エネル ギー消費性能 載がない建築物エネルギー消費性能向 上計画に係る変更であって, 適合証があ ギー消費性能向上計画の 向上計画変更 変更の認定の申請に対す 認定申請手数 る場合(建築基準関係規定適合審査を受 る審査 料 けるよう申し出る場合及び同項各号に 掲げる事項の記載の追加を伴う場合を 除く。)にあっては、次の(ア)から(エ) までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から (エ)までに定める額 (ア) (略) (イ) 認定の対象が住宅である場合(認 定の対象が2以上の単位住戸を有する 住宅の場合に限る。) 申請に係る住 宅の床面積(建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第4条第3項第2 号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が 300平方メートル未満のときは4,000 円,300平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のときは8,000円, 2,000平 方メートル以上5,000平方メートル未 満のときは19,000円,5,000平方メー トル以上のときは33,000円

(ウ) (略)

- (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額
- イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって,適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは29,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートルよけのときは117,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外 の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床 面積(建築物エネルギー消費性能基準

等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

ウからオまで (略)

(103) 建築物のエネルギ ー消費性能の向上に関す る法律第36条第1項の 規定に基づく建築物のエ ネルギー消費性能に係る 認定の申請に対する審査 建築物エネル ギー消費性能 認定申請手数 ア 建築物エネルギー消費性能基準に適 合していることを証する書面(当該適合 していることを証する対象が住宅以外 の部分のみである場合にあっては登録 住宅性能評価機関(建築基準法第77条の 21第1項に規定する指定確認検査機関の 業務を実施しているものに限る。)又は 登録建築物エネルギー消費性能判定機 関が交付したものに限り、当該適合して いることを証する対象が住宅の部分の みである場合にあっては登録建築物工 ネルギー消費性能判定機関(同項に規定 する指定確認検査機関の業務を実施し ているものに限る。以下この号において 同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交 付したものに限り、当該適合しているこ とを証する対象が住宅及び住宅以外の 部分である場合にあっては登録住宅性 能評価機関(同項に規定する指定確認検 査機関の業務を実施しているものに限 る。)又は登録建築物エネルギー消費性 能判定機関が交付したものに限る。以下 この号において「適合証」という。)が ある場合にあっては,次の(ア)から(エ) までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から (エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を 有する住宅である場合 申請に係る 住宅の床面積(建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第4条第3項 第2号の規定を適用する場合にあって

は、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

る額

- (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては,共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に,住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額
- イ 適合証がない場合にあっては、次の (ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、 当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 認定の対象が1の単位住戸を有す る住宅である場合 a又はbに規定す
 - a 申請に係る住宅について、建築物 エネルギー消費性能基準に適合し ているかどうかの基準が、建築物エ ネルギー消費性能基準等を定める 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ (1)に定める基準(以下この号にお いて「性能基準」という。)による場 合 当該住宅の床面積が200平方メ ートル未満のときは28,000円、200 平方メートル以上のときは32,000 円
 - b 申請に係る住宅について,建築物 エネルギー消費性能基準に適合し ているかどうかの基準が,建築物エ ネルギー消費性能基準等を定める

省令<u>第1条第1項第2号イ(3)及び口(3)</u>に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 <u>当該住宅の床面積が200平方メートル未満</u>のときは15,000円,200平方メートル以上のときは16,000円

- (イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を 有する住宅である場合 a又はbに規 定する額
 - a 申請に係る住宅について、建築物 エネルギー消費性能基準に適合し ているかどうかの基準が、性能基準 による場合 当該住宅の床面積(建 築物エネルギー消費性能基準等を 定める省令第4条第3項第2号の規定 を適用する場合にあっては、共用部 分の床面積を除く。)の合計が300平 方メートル未満のときは57,000円、 300平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のときは96,000円、 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のときは163,000円、 5,000平方メートル以上のときは 234,000円
 - b 申請に係る住宅について、建築物 エネルギー消費性能基準に適合し ているかどうかの基準が、建築物工 ネルギー消費性能基準等を定める 省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及 びロ(2)に定める基準又は仕様基準 による場合 当該住宅の床面積(建 築物エネルギー消費性能基準等を 定める省令第4条第3項第2号の規定 を適用する場合にあっては、共用部 分の床面積を除く。)の合計が300平 方メートル未満のときは27,000円、 300平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のときは47,000円、 2,000平方メートル以上5,000平方

メートル未満のときは86,000円, 5,000平方メートル以上のときは 130,000円

- (ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額
 - a 申請に係る建築物について,建築 物エネルギー消費性能基準に適合 しているかどうかの基準が、建築物 エネルギー消費性能基準等を定め る省令第1条第1項第1号イに定める 基準(以下この号及び次号において 「標準入力法・主要室入力法」とい う。)による場合 当該建築物の床 面積の合計が300平方メートル未満 のときは189,000円,300平方メート ル以上2,000平方メートル未満のと きは306,000円、2,000平方メートル 以上5,000平方メートル未満のとき は437,000円,5,000平方メートル以 上10,000平方メートル未満のとき は538,000円,10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満のと きは636,000円,25,000平方メート ル以上のときは726,000円
 - b 申請に係る建築物について、建築 物エネルギー消費性能基準に適合 しているかどうかの基準が、建築物 エネルギー消費性能基準等を定め る省令第1条第1項第1号ロに定める 基準(以下この号及び次号において 「モデル建物法」という。)による場 合 当該建築物の床面積の合計が 300平方メートル未満のときは 72,000円,300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のときは 121,000円,2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のときは 196,000円,5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のときは 257,000円,10,000平方メートル以

		上25,000平方メートル未満のときは308,000円,25,000平方メートル以上のときは362,000円 (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては,共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に,住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した。
(104)から(130)まで (略)	(略)	した額 (略)

別表第3を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第103号の改正規定(「、 仕様基準」を「、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2 号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は仕様基準」に改める部分に限る。) は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行 する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行の目前に申請のあった手続に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第7号

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第24号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

小学校の授業休業日における放課後児童健全育成事業所の開所時間を1日当たり4時間としていた経過措置規定について、現状の放課後児童支援員の人員の確保の状況を踏まえ、経過措置の期間を5年間延長するとともに、放課後児童支援員研修の修了見込者の取扱い及び年間開所日数に関する経過措置規定を削除するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 (開所時間に関する経過措置) 第2条 この条例の施行の日から令和7年3 月31日までの間,第18条の規定の適用については,同条第1項第1号中「8時間」とあるのは,「4時間」とする。	付 則 (職員に関する経過措置) 第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和2年3月31日までの間,第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。 (開所時間及び日数に関する経過措置) 第3条 施行日から令和2年3月31日までの間、第18条の規定の適用については、同条第1項第1号中「8時間」とあるのは「4時間」と、同条第2項中「250日」と
	<u>あるのは「240 日」</u> とする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第8号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて,道路法第8条第2項の規定により,議会の議決を求める。

路線名	起点 (番地先)	延長(m)	幅員	最大(m)
	終点(番地先)			最小(m)
1-2810 号線	稲 602-1	155. 80	10. 25	
	稲 602 - 24	199. 80	6.00	
1-4301 号線	青柳 68 - 25	181.85	10. 20	
	青柳 68 - 16		6. 00	
1-4302 号線	青柳 68 - 8	17. 00		10.00
	青柳 68 - 11	17.00	5. 00	
2-6265 号線	桜が丘四丁目 847 - 21	64. 02		8. 20
	桜が丘四丁目 847 - 17		6. 00	

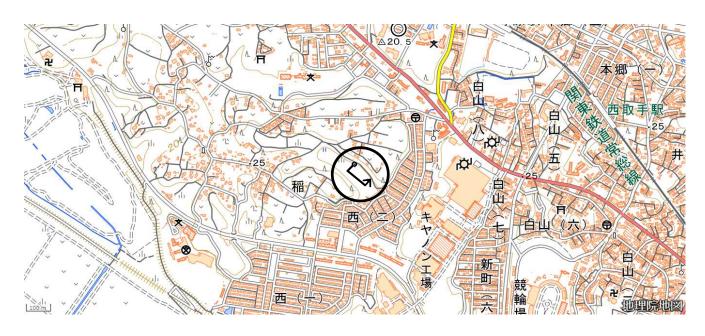
令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

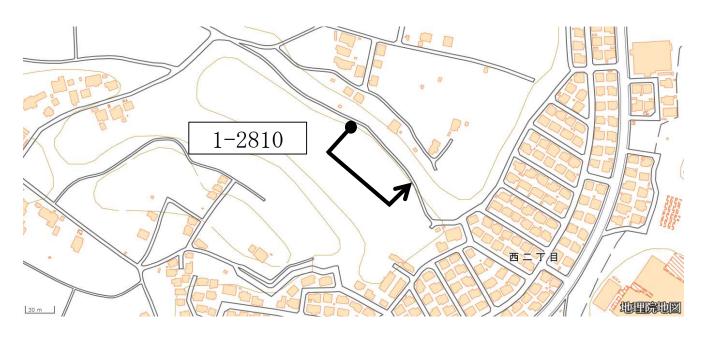
開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、 議会の議決を求めるものです。

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHF 1247 本製品を複製する場合には,国土地理院の長の承認を得なければならない。

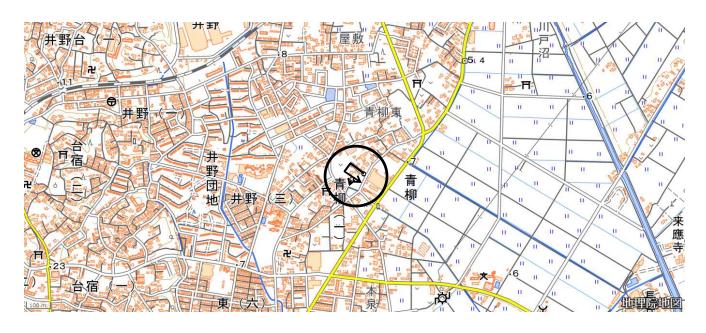
認定図



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHF 1247 本製品を複製する場合には,国土地理院の長の承認を得なければならない。

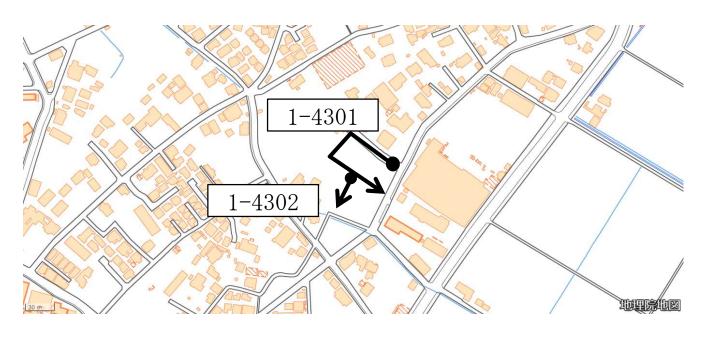
凡例				
路線番号	延長	幅員		
1-2810	155. 80 m	$6.00 \mathrm{m} \sim 10.25 \mathrm{m}$		
起点 ● · 終点 →				

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHF 1247 本製品を複製する場合には,国土地理院の長の承認を得なければならない。

認定図



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHF 1247 本製品を複製する場合には,国土地理院の長の承認を得なければならない。

	凡例	
路線番号	延長	幅員
1-4301	181. 85 m	$6.00 \mathrm{m} \sim 10.20 \mathrm{m}$
1-4302	17. 00 m	$5.00 \mathrm{m} \sim 10.00 \mathrm{m}$
	起点 🌒 ・ 終点 →	

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHF 1247 本製品を複製する場合には,国土地理院の長の承認を得なければならない。

認定図



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHF 1247 本製品を複製する場合には,国土地理院の長の承認を得なければならない。

	凡例	
路線番号	延長	幅員
2-6265	64. 02m	6.00m~8.20m
	起点 🌒 ・ 終点 →	

議案第9号

令和元年度取手市一般会計補正予算(第11号)

令和元年度取手市一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530,136千円を追加し,歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ40,757,025千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月2日提出



第 1 表 歲入歲出予算補正

歳 フ	((単位 千円)
	款		項	補正前の額	補正額計
1 市		税		13, 793, 850	△354, 595 13, 439, 255
3			1 市 民 税	6, 803, 399	△354, 595 6, 448, 804
6 地	方 消 費 税 交 付	金		1, 793, 000	△97,000 1,696,000
			1 地 方 消 費 税 交 付 金	1, 793, 000	△97,000 1,696,000
10 地	方 特 例 交 付	金		339, 551	△114, 780 224, 771
			2 子ども・子育て支援臨時交付金	249, 599	△114, 780 134, 819
15 国	庫 支 出	金		5, 565, 084	420, 819 5, 985, 903
			1国庫負担金	4, 580, 724	136, 530 4, 717, 254
			2 国 庫 補 助 金	917, 020	284, 289 1, 201, 309
16 県	支 出	金		2, 539, 209	70, 705 2, 609, 914
			1県負担金	1, 628, 065	63, 843 1, 691, 908
			2 県 補 助 金	725, 732	6, 862 732, 594
17 財	産収	入		145, 062	943 146, 005
-			1財産運用収入	55, 865	943 56, 808
18 寄	附	金		180, 542	371 180, 913
			1 寄 附 金	180, 542	371 180, 913
19 繰	入	金		2, 060, 870	△491, 199 1, 569, 671
			2基金繰入金	1, 943, 723	△491, 199 1, 452, 524
21 諸	収	入		1, 200, 884	△100,928 1,099,956
			3 貸 付 金 元 利 収 入	71, 155	1, 920 73, 075
			5 収 益 事 業 収 入	10,000	5,000 15,000
			6 雑 入	1, 046, 553	△107, 848 938, 705

	款			項		補正前の額	補正額	計
22 市				912		4, 214, 257	1, 195, 800	5, 410, 057
			1 市	W M	債	4, 214, 257	1, 195, 800	5, 410, 057
	歳	入	合	計		40, 226, 889	530, 136	40, 757, 025

(単位 千円) 出 補正額 計 款 補正前の額 項 務 費 2 総 5, 927, 952 5, 957, 714 $\triangle 29,762$ 務 管 費 1 総 理 4, 996, 339 $\triangle 35, 258$ 4, 961, 081 税 費 2 徴 463, 211 1,048 464, 259 住 民 基 本 帳 費 4, 448 244, 555 3 戸 240, 107 生 費 $\triangle 183,931$ 15, 948, 122 3 民 16, 132, 053 숲 福 祉 費 7,062,487 7, 075, 508 1 社 13,021 祉 費 童 福 6, 752, 609 2 児 6, 970, 561 $\triangle 217,952$ 費 護 活 保 2,098,554 21,000 2, 119, 554 3 生 生 費 $\triangle 4,553$ 1, 462, 486 4 衛 1, 467, 039 費 衛 生 $\triangle 360$ 866, 226 1 保 健 866, 586 掃 費 595,062 2 清 $\triangle 4,254$ 599, 316 費 道 水 61 1, 198 3 上 1, 137 5 農 林 水 産 業 費 235, 739 4,926 240,665 業 費 1 農 235, 739 4,926 240,665 費 985, 582 $\triangle 181,895$ 803, 687 I 6 商 費 803, 687 1 商 工 985, 582 $\triangle 181,895$ 木 費 △83,839 4, 822, 468 4, 906, 307 7 土 管 費 1 土 木 理 $\triangle 28,300$ 166, 161 194, 461 費 2 道 路 橋 う $\triangle 23,543$ 801, 705 ょ 825, 248 n 費 3, 739, 995 3 都 市 計 画 3, 764, 399 $\triangle 24,404$ 費 114,607 4 住 宅 122, 199 $\triangle 7,592$ 防 費 1, 907, 133 $\triangle 12, 146$ 1,894,987 8 消

										1 1 1 7 /
	款				項		•	補正前の額	補正額	計
			1 消		防		費	1, 907, 133	△12, 146	1, 894, 987
9 教	育	費						4, 374, 082	1, 023, 360	5, 397, 442
			1 教	育	総	務	費	791, 810	2, 024	793, 834
			2 小	学		校	費	829, 793	769, 457	1, 599, 250
			3 中	学	1	校	費	423, 700	356, 668	780, 368
			4 幼	稚		園	費	114, 411	△23, 640	90, 771
			5 社	会	教	育	費	1, 380, 849	△76, 853	1, 303, 996
			6 保	健	体	育	費	833, 519	△4, 296	829, 223
10 災	害復	旧費						10, 389	△2, 024	8, 365
			3 公 共	土木	施設	災害 復	旧費	10, 385	△2, 024	8, 361
	蒜	出	合		計			40, 226, 889	530, 136	40, 757, 025

第 2 表 継 続 費 補 正

(変 更)

ľ				NIA.	_	補	Œ	前	補	Œ	後			
Ì	款	項	事	事業名		総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額			
	사사 교육 국업	4024 M 10 th	非常用発	電機設置基	本・実施	10,000	平成30年度	6, 439	11 000	平成30年度	6, 439			
. 2	総務費 1 総務管理費		設計事業			13, 999	令和元年度	7, 560	11, 880	令和元年度	5, 441			
	- 4. #h						井野なないろ保育所・			平成30年度	883, 572	1 226 770	平成30年度	883, 572
3	民 生 費 2 児童福祉		地域子育で支援センター 建設事業			1, 472, 634	令和元年度	589, 062	1, 336, 770	令和元年度	453, 198			

第 3 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円) 額 款 項 3, 949 とがしら公園耐震性貯水槽緊急遮断弁修繕 2 務 総 務 答 理 被災住宅復旧緊急支援事業補助金 15, 100 強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金 3, 734 5 農林水産業費 農 業 福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金 4, 131 7 ± 木 費 -木 管 費 北浦川谷中第5号橋(仮称)相橋架替事業負担金 理 30,000 道路橋りよう費 桑原地内樹木伐採事業 1, 016 西一·二丁目(市道2548号線他)道路維持事業 25, 233 井野団地外周道路(市道0115号線他)道路改良事業 15,000 市之代(市道1032号線他)道路改良事業 63, 535 井野台(市道3453号線他)道路改良事業 5, 688 米ノ井弁才天(市道0203号線)道路改良事業 9, 515 山王(市道4262号線他)道路改良事業 41,020 野々井(市道2759号線他)道路改良事業 14, 434 東四丁目(市道4166号線他)道路改良事業 3, 520 市 画 费 桑原地区整備推進事業 36, 154 地籍調查事業 17, 408 都市計画道路3·4·7号(台宿工区)整備事業 3 4 5, 5 4 7 都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業 7, 740 藤代地区雨水排水整備事業 11, 449 藤代横町雨水排水整備事業 34.969 野々井大門地区雨水排水整備事業 28, 960 都市公園施設長寿命化対策事業 32, 125 音 教 費 校 9 2 小 学 費 寺原小学校エレベーター改修事業 4, 950 宮和田小学校校舎・体育館大規模改造事業 766,000 学 中 校 中学校空調設備設置事業 360,000

第 4 表 地 方 債 補 正

(追	भव)							MARINE STREET, NO. 11 P. LEWIS CO., LANSING, STREET, S	(単位 千円)
	Miles	起債の	目的			限度額	起債の方法	从此别人利 率 率	償還の方法
減	収	補	て	ん	債	520, 100	普通貸借	3.0%以内	30年以內
防災	・減災	・国土強革	羽化緊急	急対策	事業	389, 200	_	(ただし,利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について,利率の見直しを	政府資金,銀行,その他融資条件による。ただし,市財政の都合 により据置期間及び償還期限を短縮し,又は繰上償還若しくは低 利に借換えすることができる。
調		整			債	127, 700	証分5511	行った後においては、当該見直し後の利率)	

(単位 千円) (変 更) 後 IE. Œ 前 起債の目的 償還の方法 度 額 起債の方法 利 率 邓 限 度 額 起債の方法 率 償還の方法 5,500 業 設 6,100 共 31,500 荘 設 事 業 32,800 8, 200 災害関連事業 (地盤沈下対策分) 4, 100 12,600 市排 水 路 整 事 13,000 38, 400 渡 整 事 業 38, 700 3. 0%以内 30年以内 3. 0%以内 30年以内 普通貸借 22, 400 普通貸借 住 宇 整 事 業 21,800 政府資金,銀 (ただし,利率見 政府資金,銀 (ただし、利率見 124, 300 道 事 業 134,000 行, その他融資 直し方式で借り 直し方式で借り 行. その他融資 入れる政府資金 条件による。た 49,500 条件による。た 入れる政府資金 防防災設 備 整 備事 業 54,500 又は だし、市財政の 及び地方公共団 及び地方公共団 だし、市財政の 又 は 10,400 都合により据置 設 整 防防災施 12,400 体金融機構資金 体金融機構資金 都合により据置 について, 利率 期間及び償還期 期間及び償還期 51, 200 について、利率 グリーンスポーツセンター整備事業 55, 100 限を短縮し, 又 の見直しを行っ 限を短縮し,又 の見直しを行っ は繰上償還若し 16,000 証券発行 17, 700 た後において 給食センター整 た後において 証券発行 は繰上償還若し くは低利に借換 は、当該見直し くは低利に借換 は, 当該見直し 48,000 アートギャラリー整備事業 74,700 えすることがで 後の利率) えすることがで 後の利率) 2,000 きる。 放課後子どもクラブ室整備事業 2, 100 きる。 1,946,800 特 債 1, 722, 700 549, 300 業 急 防 355 减 % 事 緊 570,000 12,700 債 10,300 復 旧

議案第10号

令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算(第3号)

令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ544,032千円を追加し,歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ2,324,070千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は,「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月2日提出



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳	入														(単位 千円)
			款						項				補正前の額	補正額	計
2	国	庫	支	出	金				13.52-5-5-5-5-	V			657, 245	308, 000	965, 245
						1	围	庫	- 4	補	助	金	657, 245	308, 000	965, 245
4	繰		入		金								579, 340	△69, 668	509, 672
						1	他	会	計	繰	入	金	579, 340	△69, 668	509, 672
7	市				債								484, 700	305, 700	790, 400
						1	市			31		債	484, 700	305, 700	790, 400
-			歳		入		合		計				1, 780, 038	544, 032	2, 324, 070

歳 出			(4)					(単位 千円)
	款		ung D	項		補正前の額	補正額	計
1 事	 業	費				1, 422, 721	544, 032	1, 966, 753
1 事			3 事	業	費	1, 322, 095	544, 032	1, 866, 127
1	歳	Н	合	計	7.	1, 780, 038	544, 032	2, 324, 070

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事業名	金額
1 事 業 費	3 事 業 費	取手駅北土地区画整理事業	1, 150, 718

第 3 表 地 方 債 補 正

〔追	加)					(1			*	(単位 千円)
	起	債の	目	的		限』	度 額	起債の方法	利率	償還の方法
減	収	補	て	λ	債	5	2, 400	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし,利率見直し方式 で借り入れる政府資金及 び地方公共団体金融機構 資金について,利率の見 直しを行った後において は,当該見直し後の利 率)	30年以内 政府資金,銀行,その他融資条件による。ただし,市財政の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し,又は繰上償還若しくは低利に借換えする ことができる。

(変 更)		補	正 前			補	正 後	(単位 千円)
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
取 手 駅 北 土 地 区 画 整 理 事 業 債	484, 700	普通貸借 又 は 証券発行	3. (率式れ金公融に利し後は直率0%に見でる及共機つ率をに、しいだ直借政び団構いの行お当後以 利方入資方金金、直たて見利内	3 政銀他にだ政よ間期し上く借こるの 府行融よしのり及限,償は換と。年 資,資る,都据びを又還低えが以 金そ条。市合置償短は若利すで内,の件た財に期還縮繰しにるき	738, 000	普通貸借 又 は 証券発行	3. (率式れ金公融に利し後は直率0%に見でる及共機つ率をに,しり%し、しり府地体資で見つい該の以利方入資方金金,直たで見利内	3 政銀他にだ政よ間期し上く借こるの 府行融よしのり及限,償は換と。年 資,資る,都据びを又還低えが以 金そ条。市合置償短は若利すで以 かりの件た財に期還縮繰しにるき

議案第11号

令和元年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和元年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,080千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ11,658,562千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は,「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日提出



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位 千円) 入 項 補正前の額 補正額 計 庫 支 出 金 3 国 218 484 702 補 1 国 庫 助 金 218 484 702 4 県 支 出 金 7, 711, 566 △334, 152 7, 377, 414 1 県 負 担 金 31, 492 3,030 34, 522 補 2 県 助 金 7,680,074 $\triangle 337, 182$ 7, 342, 892 6 繰 入 金 852, 436 323, 588 1, 176, 024 会 計 1 他 入 金 852, 435 $\triangle 22, 252$ 830, 183 2 基 金 繰 入 金 345, 840 345, 841 歳 合 計 11, 658, 562 入 11, 668, 642 $\triangle 10,080$

(単位 千円) 出 計 款 項 補正前の額 補正額 付 険 給 費 8,056,159 2 保 8,066,239 $\triangle 10,080$ 費 1 療 養 諸 7,014,364 7, 014, 364 費 産 育 児 諸 27, 739 4 出 37,819 $\triangle 10,080$ 3 国民健康保険事業費納付金 2,661,109 2,661,109 1国民健康保険事業費納付金 2,661,109 2,661,109 費 業 223, 540 5 保 健 事 223, 540 健康診査等事 111, 448 1 特 定 111, 448 業 費 2 保 健 事 112,092 112,092 歳 合 $\triangle 10,080$ 11, 658, 562 出 11, 668, 642

議案第12号

令和元年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

令和元年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,977千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,886,844千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入											(単位 千円)
	款	3			項				補正前の額	補正額	計
3 繰	入	金							1, 506, 519	△11, 977	1, 494, 542
			1	般 会	計	繰	入	金	1, 506, 519	△11,977	1, 494, 542
	歳	入	合	======================================	+				2, 898, 821	△11,977	2, 886, 844
—————	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,										(単位 千円)
	款	=======================================			項				補正前の額	補正額	計
2後期高齢	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	合納付金							2, 678, 919	△11,977	2, 666, 942
			1 後期	高齢者因	医療広	域連つ	合納 你	十 金	2, 678, 919	△11,977	2, 666, 942
		出	合		計				2, 898, 821	△11,977	2, 886, 844

議案第13号

令和元年度取手市介護保険特別会計補正予算(第4号)

令和元年度取手市介護保険特別会計補正予算 (第4号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ8,433,852千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は,「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日提出



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

 入														(単位 千円
		款						項				補正前の額	補正額	計
1 介	護	保	険	料								2, 006, 213	1, 422	2, 007, 635
					1	介	護	保		険	料	2, 006, 213	1, 422	2, 007, 635
3 国	庫	支	出	金								1, 571, 784	20, 243	1, 592, 027
g., 4-sp.:01=					2	国	庫	補		助	金	203, 960	20, 243	224, 203
6 財	産		収	入								304	75	379
					1	財	産	運	用	収	入	304	75	379
7 繰		入		金								1, 263, 161	△21,665	1, 241, 496
					2	基	金	繰		入	金	22, 410	△21,665	745
		歳	4	入		合		計				8, 433, 777	75	8, 433, 852

歳 出	Н							(単位 千円)
		款			項	補正前の額	補正額	計
1 総		務		費		232, 652	75	232, 727
					1総務管理費	136, 419	75	136, 494
2 保	険	給	付	費		7, 645, 744		7, 645, 744
					1介護サービス等諸費	7, 002, 466		7, 002, 466
					2介護予防サービス等諸費	163, 478		163, 478
					3 そ の 他 の 諸 費	6, 870		6, 870
					4高額介護サービス等費	185, 659		185, 659
3 地	域 支	援	事業	 費		408, 022		408, 022
					1 介護予防生活支援サービス事業費	182, 969		182, 969
			歳	出	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8, 433, 777	75	8, 433, 852

議案第14号

令和元年度取手市競輪事業特別会計補正予算 (第1号)

令和元年度取手市競輪事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ387,137千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ954,089千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は,「第1表歳入歳出予算補正」による。

(改元に伴う表示の変更)

第2条 平成31年度取手市競輪事業特別会計予算及び同会計補正予算における元号の表示について、それぞれ の予算中「平成31年度」とあるのは、「令和元年度」とする。

令和2年3月2日提出



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入					*						28.				(単位 千円)
		款							項				補正前の額	補正額	計
2 車	券	発	売	収	入								1, 295, 000	△410, 516	884, 484
		- Walter	•			1	車	券	発	売	収	入	1, 295, 000	△410, 516	884, 484
5 繰		ŧ	遊		金								6,000	22, 211	28, 211
				\(\ta\)		1	繰		į	逑		金	6,000	22, 211	28, 211
6 諸		1	Z		入						300		38, 256	1, 168	39, 424
						2	雑					入	38, 246	1, 168	39, 414
			歳		入	71	合		計			1	1, 341, 226	△387, 137	954, 089

歳出										(単位 千円)
		款				項		補正前の額	補正額	計
1 競	輪	事 業	費			2 8		1, 326, 962	△392, 137	934, 825
				1 総		務	費	11, 562	△10,000	1, 562
				2 事	9	業	費	1, 315, 400	△382, 137	933, 263
3 諸	支	出	金		1			10,000	5, 000	15, 000
				1 諸	支	出	金	10,000	5,000	15, 000
		歳	出	合		計		1, 341, 226	△387, 137	954, 089

議案第15号

令和2年度取手市一般会計予算

令和2年度取手市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36、960、000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「第1表 歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項,期間及び限度額は, 「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的,限度額,起債の方法,利率及び償還の方法は,「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は,4,000,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 各項に計上した給料,職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月2日提出

第 1 表 歲入歲出予算

	款款			項	金額
1 市			税		13, 479, 251
8				1 市 民 税	6, 396, 852
				2 固 定 資 産 税	5, 382, 183
				3 軽 自 動 車 税	227, 228
				4 市 た ば こ 税	556, 523
				5都市計画税	916, 465
2 地	方 譲	与	税		327, 061
				1 自 動 車 重 量 譲 与 税	235, 000
				2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	83,000
				3 森 林 環 境 譲 与 税	9, 061
3 利	子 割 交	付	金		13,000
				1利 子 割 交 付 金	13,000
4 配	当 割 交	付	金		59,000
				1配 当 割 交 付 金	59,000
5 株	式等譲渡所得	割交付	金		32, 000
- N.I.				1 株式等譲渡所得割交付金	32, 000
6 法	人 事 業 税	交 付	金		130, 000
7 10	La Data setta su			1法 人 事 業 税 交 付 金	130, 000
7 地	方 消 費 税	交 付	金		2, 128, 000
0 -3	1 - II	m)/ -1:		1地方消費税交付金	2, 128, 000
8 ゴ	ルフ場利用	税交付	金	4	48, 000
				1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	48,000

款	項	金額
9環境性能割交付金		36,000
	1環境性能割交付金	36,000
) 地 方 特 例 交 付 金		95, 000
	1地 方 特 例 交 付 金	95, 000
		7, 259, 678
	1 地 方 交 付 税	7, 259, 678
		14, 000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14, 000
3 分 担 金 及 び 負 担 金		152, 672
	1 負 担 金	152, 672
4 使 用 料 及 び 手 数 料		313, 060
	1 使 用 料	216, 948
	2 手 数 料	96, 112
		5, 165, 705
	1 国 庫 負 担 金	4, 763, 014
*	2 国 庫 補 助 金	380, 545
	3 国 庫 委 託 金	22, 146
6 県 支 出 金		2, 529, 404
	1 県 負 担 金	1, 750, 608
141	2 県 補 助 金	546, 301
	3 県 委 託 金	232, 495
7 財 産 収 入		58, 108

	款		項	金額
			1財産運用収入	53, 106
		a	2財産売払収入	5, 002
18 寄	附	金		100, 159
			1 寄 附 金	100, 159
19 繰	入	金		1, 322, 962
			1 特 別 会 計 繰 入 金	5, 100
			2 基 金 繰 入 金	1, 317, 862
20 繰	越	金	A IL	500,000
			1 繰 越 金	500,000
21 諸	収	入		801, 340
			1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	30, 001
			2市 預 金 利 子	101
			3貸付金元利収入	70, 070
			4受 託 事 業 収 入	43, 281
			5 収 益 事 業 収 入	10,000
			6 雑	647, 887
22 市				2, 395, 600
	B . 3		1 市 債	2, 395, 600
	歳	入	合 計	36, 960, 000

(単位 千円) 出 歳 額 金 項 款 277, 343 費 会 1 議 277, 343 費 会 1 議 5,036,566 費 務 2 総 4, 225, 970 費 管 理 務 1 総 費 417, 451 税 2 徴 258, 067 費 帳 台 本 住 基 民 3 戸 25, 342 費 挙 4 選 77, 767 費 査 調 計 5 統 費 31,969 員 委 査 6 監 15, 093, 056 費 生 3 民 6, 910, 309 費 福 祉 会 1 社 費 6, 110, 488 祉 福 童 2 児 2,071,808 費 護 保 活 3 生 451 費 救 助 4 災 1,683,597 費 生 4 衛 903, 585 費 生 衛 1 保 健 778,846 費 掃 2 清 1, 166 費 道 水 3 上 242, 915 費 産 業 林 水 5 農 242, 915 費 業 1 農 401, 537 費 I 6 商 401, 537 費 工 1 商

	隶			項	金額
7 土	才		費		4, 432, 552
				1土 木 管 理 費	143, 396
				2 道 路 橋 り ょ う 費	705, 971
				3都市計画費	3, 454, 750
				4 住 宅 費	128, 435
8 消	D.	i	費		1, 910, 559
				1 消 防 費	1, 910, 559
9 教	育		費		3, 719, 185
				1教育総務費	759, 709
				2 小 学 校 費	823, 917
				3 中 学 校 費	426, 655
				4 幼 稚 園 費	44, 091
				5 社 会 教 育 費	1, 063, 393
				6保健体育費	601, 420
10 災		[]	費	X III II I	5
				1厚生施設災害復旧費	1
				2農林業施設災害復旧費	1
				3公共土木施設災害復旧費	1
				4 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	1
				5 その他公共施設,公用施設災害復旧費	1
11 公			費		4, 112, 659
				1公債費	4, 112, 659

	款			項		金額
12 諸	支 出	金				26
"			1 土 地 開	 発 基	金 費	26
13 予		費				50,000
10 ,	VIII	873	1 予	備	費	50,000
		出	合	計		36, 960, 000

第 2 表 債務負担行為

事項	期間	限度額
公用車リース料(令和2年度)	令和2年度から令和10年度まで	22,400
事務用機器使用料(令和2年度)	令和2年度から令和9年度まで	53,400
タブレット・採決表示システム使用料	令和2年度から令和5年度まで	4, 720
IC旅券交付窓口端末機使用料	令和2年度から令和6年度まで	3 8 0
公共施設等総合管理計画第1次行動計画策定 支援業務委託	令和2年度から令和3年度まで	7, 960
測量作図CADシステム使用料	令和2年度から令和7年度まで	2, 530
いばらき消防救急無線・指令センター 更新費負担金	令和2年度から令和4年度まで	41, 430
消防団防火衣リース料	令和2年度から令和8年度まで	10,570

第 3 表 地 方 債

>14	0 4			(単位 千円)
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
あけぼの施設整備事業	28, 000			
災害関連事業 (地盤沈下対策分)	1,700			
土 地 改 良 事 業	11, 400			
都市排水路整備事業	12, 700	普通貸借		
都市公園整備事業	23, 100		3.0%以内	30年以内
市営住宅整備事業	26, 600		(ただし、利率	政府資金、銀行、その他融資条件による。
市 道 整 備 事 業	115, 900		見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共	ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは 低利に借換えすることができる。
消防防災設備整備事業	50, 100	又は	団体金融機構資金について、利	医が行う日子だりもことができる。
消防防災施設整備事業	1, 200		率の見直しを 行った後におい	
給食センター整備事業	45, 000		ては,当該見直 し後の利率)	
放課後子どもクラブ室整備事業	31, 700			¥
埋蔵文化財センター整備事業	36, 000	証券発行		
合 併 特 例 債	484, 500			
緊 急 防 災 · 減 災 事 業	187, 700			
臨 時 財 政 対 策 債	1, 340, 000			

議案第16号

令和 2 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算は,次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ908、937千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的,限度額,起債の方法,利率及び償還の方法は,「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 各項に計上した給料,職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月2日提出

第 1 表 歳入歳出予算

	款款			項		
1 使 用 料	料及び手数	料				10
			1 使	用	料	10
2 国 庫	車 支 出	金				159, 423
			1 国	庫 補 助	金	159, 423
3 県	支 出	金				29, 260
. 40	4		1 県	補助	金	29, 260
4 繰	入	金				598, 634
			1 他	会 計 繰 入	金	598, 634
5 繰	越	金				1, 100
٠ = باد			1 繰	越	金	1, 100
6 諸	収	入				10
			1 市	預 金 利	子	10
7 市		債		*		120, 500
			1 市		債	120, 500
	歳	入	合	計		908, 937

出	 款			項			金額
		費					552, 159
1 事	業	貝	1 審	議	 会	費	139
			2 総	務		費	101, 387
			3 事	業	2	費	450, 633
2 公	 債	費					356, 278
	復	А	1 公			費	356, 278
3 予		費					500
	備	Ą	1 予			費	500
		出	合				908, 937

議案第17号

令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,646,932千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「第1表 歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項,期間及び限度額は, 「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は,500,000千円と 定める。

(歳出予算の流用)

- 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1)各項に計上した給料,職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた 場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の 流用

令和2年3月2日提出



第 1 表 歳入歳出予算

	款		項	金額
1 =		1 }4		2, 217, 084
1 国	民 健 康 保 険	税		
			1国民健康保険税	2, 217, 084
2 使 用 料 及 び 手 数	料		1, 700	
			1 手 数 料	1, 700
3国 庫 支 出	金		750	
	THE WALL WATER		1国 庫 補 助 金	750
4 県 支 出	金		7, 588, 664	
		1 県 負 担 金	24, 854	
		2 県 補 助 金	7, 563, 810	
5 財 産 収	入		230	
		1財産運用収入	230	
6 繰	入	金		765, 440
			1他 会計 繰 入 金	765, 439
			2 基 金 繰 入 金	1
7 繰				40,000
, ,,,,,,			1 繰 越 金	40,000
8 諸	収	入	THE TRIE PIECES - LEES OF	33,064
- 84			1延滞金,加算金及び過料	20,000
			2 預 金 利 子	1
			3 雑 入	13, 063
		入	<u>合</u> 計	10, 646, 932

(単位 千円) 出 歳 金 額 項 245, 491 費 務 1 総 179,950 費 管 理 務 1 総 64,610 費 税 2 徴 費 411 営 協 議 会 3 運 520 費 普 旨 及 4 趣 7, 354, 678 付 費 給 険 2 保 6, 460, 603 費 諸 養 1 療 費 853, 460 療 養 額 2 高 200 費 送 3 移 29, 415 費 児 諸 育 産 4 出 費 11,000 諸 5 葬 2, 188, 184 3 国民健康保険事業費納付金 2, 188, 184 民健康保険事 業費 納付金 1 国 10 出 金 業 拠 事 4 共 10 出 金 拠 事 1 共 221,056 業 費 事 5 保 健 110,988 費 業 等 事 1 特 定 健 康 診 查 費 110,068 事 業 健 2 保 619,892 積 立 金 6 基 金 619,892 立 金 金 積 1 基 12,621 出 金 支 7 諸 12,621 算 金 及び還 加 付 1 償 還 金

						(単位	千円
	款			項		金 額	
8 予	備 -	費				5, (
			1 予	備	費	5, 0	000
	歳	出	合	計		10, 646, 9	

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
特定保健指導業務委託(令和2年度)	令和2年度から令和3年度まで	特定保健指導業務委託に係る1人当たりの単価に保健指導実施人数を乗じて得た額のうち、令和3年度の支出額

議案第18号

令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2、907、856千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月2日提出

第 1 表 歲入歲出予算

款	項	金額
1後期高齢者医療保険料		1, 393, 342
	1後期高齢者医療保険料	1, 393, 342
2 使 用 料 及 び 手 数 料		207
	1 手 数 料	207
3 繰 入 金		1, 511, 603
	1一般会計繰入金	1, 511, 603
4 繰 越 金		600
	1 繰 越 金	600
5 諸 収 入		2, 104
	1延滞金,加算金及び過料	2
	2 償 還・金 及 び 還 付 加 算 金	2, 100
	3 預 金 利 子	1
	4 雑 入	1
歳	合計	2, 907, 856

205, 249 201, 076 4, 173 2, 699, 907 2, 699, 907
4, 173 2, 699, 907
2, 699, 907
2 699 907
2, 055, 501
2, 200
2, 100
100
500
500
2, 907, 856

議案第19号

令和2年度取手市介護保険特別会計予算

令和2年度取手市介護保険特別会計予算は,次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8、295、169千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1)各項に計上した給料,職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の 流用

令和2年3月2日提出



第 1 表 歳入歳出予算

款		項	金額
1 介 護 保 険	料		1, 992, 177
		1介護保険料	1, 992, 177
2 使 用 料 及 び 手 勢	 数 料		287
		1 手 数 料	287
3 国 庫 支 出	金		1, 585, 773
		1国 庫 負 担 金	1, 365, 233
		2 国 庫 補 助 金	220, 540
4支 払 基 金 交 付	金		2, 114, 240
		1支 払 基 金 交 付 金	2, 114, 240
5 県 支 出	金		1, 177, 427
		1 県 負 担 金	1, 115, 446
		2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
		3 県	61, 980
6 財 産 収	入		54
and hearing the plant of the party of the pa		1財産運用収入	54
7 繰 入	金		1, 397, 047
		1一般会計繰入金	1, 285, 799
		2基金繰入金	111, 248
8 繰 越	金		25, 000
		1 繰 越 金	25, 000
9 諸 収	入		3, 164
		1延滞金,加算金及び過料	81

]	 頁		金
款	2 預	金	利	子	3, 082
	3 雑	3 1			8, 295, 169

		款	(*)		項	金額
1 総		務		費		169, 465
1 称		19 5		頁	4 (A) 767 675 TIII 144	
					1 総 務 管 理 費	66, 930
					2 徴 収 費	37, 232
					3 介 護 認 定 審 査 会 費	65, 303
2 保	険	給	付	費		7, 632, 864
					1介護サービス等諸費	6, 995, 268
			4		2介護予防サービス等諸費	168, 277
					3 そ の 他 の 諸 費	7, 155
					4高額介護サービス等費	182, 021
					5高額医療合算介護サービス等費	22, 974
					6 特定入所者介護サービス等費	257, 169
3 地	域 支	援	事業	費		395, 630
					1介護予防生活支援サービス事業費	177, 059
					2 一般介護予防事業費	21, 263
					3 包括的支援事業費・任意事業費	196, 654
					4 そ の 他 諸 費	654
4 諸	支		出	金		77, 210
					1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	72, 210
					2 繰 出 金	5, 000
 5 予		——— 備		費		20,000
•		2114		(5)	1 予 備 費	20,000
			歳	出	合 計	8, 295, 169

議案第20号

令和2年度取手市競輪事業特別会計予算

令和2年度取手市競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1、287,051千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は,600,001千円と 定める。

令和2年3月2日提出



第 1 表 歳入歳出予算

		款							項				金	額
1 入	場	料	収		入									3, 407
						1 入	場		料		収	入		3, 407
2 車	券 発	<u> </u>	売 .	——— 収	入									1, 100, 000
						1 車	券	発		売	収	入		1, 100, 000
3 車	券 発	売	副	収	入			,					_(6	2
						1 車	券	発	売	副	収	入		2
4 財	産		収		入									15
						1 財	産	運		用	収	入		15
 5 繰		越			金									6, 000
						1 繰			越			金		6,000
6 諸		収			入									177, 627
						1 預		金		利		子		10
						2 雑						入		1, 294
						3 受	託	事		業	収	入		176, 323
			歳		 入	合		計						1, 287, 051

出					1	項			金額	
		款							1, 272, 7	'06
競	輪	事	業	費		7 <i>h</i>		費	11, 4	165
769G				1 総	務		費	1, 261, 2	241	
					2 事	業]	165
2 公	 債		費		p-4-		費	1	165	
4				1 公	[]	i	A	10, (000	
諸	 支		出	金			111	金	10,	000
II/EI		1 諸	支	出	212	4,	180			
4 予		———— 備		費		H		費	4,	180
1					1 予	計	·	Д	1, 287,	051

議案第21号

令和2年度取手地方公平委員会特別会計予算

令和2年度取手地方公平委員会特別会計予算は,次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ709千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月2日提出



第 1 表 歳入歳出予算

支 人								(単位 千日
	款			項			金	額
1 負	担	金						448
			1 負	担		金		448
2 繰	越	金						260
			1 繰	越	si I	金		260
3 諸	収	入						1
			1 預	金	利	子		1
	歳	入	合	計				709

歳 出			. 	DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF		(単位 千円)
	款			項		金 額
1 総	務	費				656
			1 総	務	費	656
2 予	備	費				53
			1 予	備	費	53
	歳	出	合	計		709

令和元年度取手市一般会計補正予算(第12号)

令和元年度取手市一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,200千円を追加し,歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ40,770,225千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月6日提出



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入										(単位 千円)
	款				項			補正前の額	補正額	計
19 繰	入	金						1, 569, 671	13, 200	1, 582, 871
-			2 基	金	繰	入	金	1, 452, 524	13, 200	1, 465, 724
	歳	入	合	言	h .			40, 757, 025	13, 200	40, 770, 225

歳出										(単位 千円)
	款				項			補正前の額	補正額	計
7 土	木	費						4, 822, 468	13, 200	4, 835, 668
			3 都	市	計	画	費	3, 739, 995	13, 200	3, 753, 195
	歳	出	合		計			40, 757, 025	13, 200	40, 770, 225

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳	総入	竹		V		42,000		St. Land of Street	(単位 千円)
			款	P D L 4/1		-	補正前の額	補正額	計
19	.9 繰 入				金	1, 569, 671	13, 200	1, 582, 871	
		歳	入	合	計		40, 757, 025	13, 200	40, 770, 225

歳	Н	1						F 3 11 11	HE IDII SI	the second	British and							(単位	千円)
				×								補	正	額	の	財	源	内	訳	
					款			7	補正前の額	補正額	計	特	定		財		源		, ń	11 1 1 1/15
												国県支出金	地	方	債	そ	の	他	加	以財源
7 =	Ł			3	木			費	4, 822, 468	13, 200	4, 835, 668									13, 20
		歳	Ŀ	<u>H</u>	合	Ę	H		40, 757, 025	13, 200	40, 770, 225									13, 20

議案第23号

令和元年度取手市一般会計補正予算(第13号)

令和元年度取手市一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ40,808,895千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月18日提出



第 1 表 歲入歲出予算補正

歳	入													(単位 千円)
			款					<u> </u>	項			補正前の額	補正額	計
15	国	庫	支	出	金		,					5, 985, 903	38, 390	6, 024, 293
		ė				2	国	庫	補	助	金	1, 201, 309	38, 390	1, 239, 699
16	県	 支		出	金							2, 609, 914	280	2, 610, 194
0						2	県	補		助	金	732, 594	280	732, 874
			歳		入		合	計				40, 770, 225	38, 670	40, 808, 895

歳 出								10	(単位 千円)
	款	-5, F		項		-w	補正前の額	補正額	計
4 衛	生	費					1, 462, 486	38, 670	1, 501, 156
			1 保 健	衛	生	費	866, 226	38, 670	904, 896
	歳	出	合	計			40, 770, 225	38, 670	40, 808, 895

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(道	1 加)	1 111 /							()	单位 千円)
		款	1.0	þ I=	L P	項	N IN	以 R I I I	金	額
6	商	I.	費	1	商		費	空き店舗活用事業補助金		1,000

同意案第2号

取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について

取手市教育委員会教育長に下記の者を引き続き選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 伊藤哲

生年月日 昭和32年4月7日

住 所 水戸市大塚町1862番地の1 ガーデンハウス中野201

令和2年3月2日提出

経 歴 書(抜粋)

氏名伊藤哲(いとう さとし)生年月日昭和32年4月7日(62歳)住所水戸市大塚町1862番地の1ガーデンハウス中野201

学 歴

昭和56年 3月 筑波大学第一学群人文学類卒業

職歴

昭和56年	4月	茨城県庁入庁
平成12年	4月	教育庁高校教育課 課長補佐
平成17年	4月	取手市教育委員会教育長
平成20年	4月	茨城県県北教育事務所長
平成21年	4月	教育庁教育企画監
平成23年	4月	教育庁文化課長
平成25年	4月	教育庁参事兼文化課長
平成26年	4月	教育庁参事兼総務課長
平成27年	4月	教育庁総務企画部長
平成29年	4月	教育庁付 茨城県教育財団へ派遣
		茨城県教育財団専務理事
平成30年	4月	取手市教育委員会教育長 現在に至る

同意案第3号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

取手市教育委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 猪瀬哲哉

生年月日 昭和49年11月8日

住 所 取手市浜田263番地

令和2年3月2日提出

経歴書(抜粋)

氏名猪 瀬 哲 哉 (いのせ てつや)生年月日昭和49年11月8日(45歳)住 所取手市浜田263番地

学 歴

平成 7年 3月 東京科学電子工業専門学校土木工学科卒業

職 歴

平成 7年 4月有限会社猪瀬興業入社平成27年10月有限会社猪瀬興業代表取締役 現在に至る

その他の経歴

平成14年	4月	藤代町消防団入団 現在に至る
平成23年	4月	取手市消防団第35分団分団長
平成25年	4月	取手市商工会青年部部長
平成25年	4月	茨城県商工会青年部連合会理事
平成27年	4月	取手市立久賀小学校PTA会長
平成28年	4月	取手市農業委員会農地利用最適化推進委員 現在に至る
平成29年	5月	取手市小中学校PTA連絡協議会会長
平成29年	8月	(仮称) 取手市いじめ防止対策推進条例検討委員会委員
平成30年1	1月	取手市立学校等給食運営協議会委員
平成31年	4月	取手市立藤代中学校PTA会長 現在に至る
令和 元年1	1月	取手市教育委員会委員 現在に至る

同意案第4号

取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について

取手市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、 地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 菅原幸夫

生年月日 昭和24年6月26日

住 所 取手市井野二丁目6番19号

令和2年3月2日提出

経 歴 書(抜 粋)

氏 名 菅 原 幸 夫(すがはら ゆきお)生年月日 昭和24年6月26日(70歳)住 所 取手市井野二丁目6番19号

学 歴

昭和43年 3月 茨城県立取手第一高等学校卒業

職歷

昭和43年 4月 取手町役場入庁 平成10年 8月 健康福祉部介護福祉課長 平成14年 4月 政策財政部財政課長 平成18年 4月 市民部国保年金課長 平成20年 4月 財政部次長兼財政課長事務取扱 平成21年 4月 政策推進部長 平成22年 3月 取手市役所退職

その他の経歴

平成26年 3月 取手市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る